

職場改善プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 職員間のコミュニケーションの活性化を通して、助け合いの機運を醸成し、風通しのよい職場づくりをめざすとともに、職場の環境改善に取り組むことにより、より良い市民サービスの提供と業務効率の向上をめざすことを目的として、職場改善プロジェクトチーム（以下、「職場改善PT」）を設置する。

(役割)

第2条 浪速区役所の各課横断的な問題について、具体的な改善取組の企画、実施及び全職員への取組内容の共有を行う。

(組織)

第3条 職場改善PTは、次に掲げる者をもって構成する。（以下、「チームメンバー」という。）

（1）リーダーは、総務課長代理をもって充てる。

（2）メンバーは、各課長が自課の係長級以下の職員から1名以上を選任する。

2 職場改善PTに部会をおく

(任期)

第4条 チームメンバーの任期は2年とし、6月1日～翌々年5月31日までとする。

2 任期途中で欠員が生じた場合、各課長は新たに職員を選任するものとする。

ただし、4月の定期人事異動により欠員が生じた場合は、その年度の6月1日に新たなメンバーを選任することとする。

(リーダーの職務)

第5条 リーダーは職場改善PTを統括し、会議の議長となる。

(会議等)

第6条 リーダーは必要に応じて職場改善PTを招集する。

(事務局)

第7条 職場改善PTの事務局は総務課（総務）に置く。

(その他)

第8条 その他、職場改善PTの運営に必要な事項については、会議において決定する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日より施行する。